

# わざわざ

NO106 刊月

昭和四十年四月一日 記念行（非売品）  
岡山県都窪郡吉備町東町一二五 宮塙方（味電の三七）  
吉備観光協会  
第6輯 支配者誌 第1号

## 戸川肥後守達安の墓標

庭殿藩主初代戸川達安の墓は現在妹尾町の日蓮宗塔澤山靈隣寺にあるアリ。歴代の廟所にあるが、東京の池上本門寺の塔才不斎山永寿院にもある。前者はもと庭殿の覺如山不斎院にあつたが後にここに移葬した。後者の永寿院の墓はち寺境内の中央にある宝篋印塔にして下部の角石に

「寛永第四即年 前戸川肥後守 不斎院 覚如 居士 息男 土佐守 起之

十二月廿五日 番」

とある。覚如の右旁の「日蓮」は撫川領主六代戸川禪正達義が文政九年十二月廿五日達安の二百年遠忌に日号をかなかつたので身延山五十七年日蓮上人がう追贈せられたことはさきに述べたが後者墓にほり込んしたものである。土佐守は嫡男の二代藩主正安の位である。肥後守の墓石の右側に少しづつ、同形同質の墓石がある。墓名に

「寛永第二五即戸川肥後守娘 正法院殿日性神尼 孝子 市蔵 起之 七月四日

入寂 番」とある。これは正安の姉で、初め同族戸川又左衛門延令に嫁ぎ後ち故

あつて離別して尼となり生涯を終つた夫人の墓である。孝子市蔵は正安の幼名である。この夫人の墓は郷里に見当らないので江戸の戸川下屋敷に止まつたうしく、父の達安の死の二年前に没してゐるので孤独の娘女に特別の愛情を持ち遺言によつてその傍に建てたものと推察せられる。

この永寿院は本門寺の大檀越肥後守達安の同墓になるもので、もとこの地は戸川家の千屋敷のあつた所である。達安は深く本門寺の日蓮上人に帰依し、千屋敷五千坪を寄

進して日蓮上人の隠居所に当てようとしたが、慶長九年に上人は身延山の法灯を継ぐこととなり戸川寺を去り、その高弟の日東上人が嗣法した。ところが同十三年に宗門の論争が起り、日蓮上人はその罪を蒙つて阿部河原で處刑せらるる事態にまで發展した。これが慶長の法難といつてゐる。この事件は徳川家康の愛妾お万の方の努力で難は逃れたが、日蓮上人は身延を退いて山梨県大野の本遠寺へ隠せられたのである。次から十六年を経て日蓮上人を慕う肥後守達安の念願によつて日東上人が中心となつて一寺院を興したのがこの永寿院である。工事は寛永元年から二年に亘り完成したと伝えられる。当時は日蓮上人に困るが蓮東院となつていたが、後ち宝永五年の頃に永寿院に改められたのである。

（徳川家康を説得せしめた）お万の方よりいふは日蓮宗の信奉者で日蓮上人の法話に心服し深く帰依して、上人の遭難を聞いて驚き、自ら死の白装束を着て江戸に至り象床に關して「おレ日蓮を處刑するなれば、先づ余の首を刎ねてしかる後ち處罰せよ」。と嚴しく家康に迫つたので、流石の家康も返す言葉もなく散したという

時の藩主に「お万の口口口の毛は長いよ一江戸まで」とく。とはやされた。女性の執念というか、鉄石心腸は当今も衰りなく、否それ以上のものである。

× 本門寺境内の經蔵附近に宇喜多家の老臣であつた高一万八千石花房正実の孫、正成の一族累代の墓所がある。正成は志摩守高六千石猿掛領主（猿掛町）になつた。その子幸次志摩守は高九千五百石を食み、戸川達安の女を室としている。本家は高松領主（高松町）にいへ、戸川のと共に熱心な日蓮宗の信者である。

寺。天台宗真如院である。神佛混濁時代には新宮社の別当を勤仕して、いた。

社。新宮社である。吉備津彦命の御弟稚武吉備津彦命の孫の吉備武彦命を祀る社であつたが、明治の十三年三月に吉備津神社に合祀し、いまは廢社になつて、いる。

城跡。往昔の雙陽氏の田郷趾と傳えられる。いま周囲に土堤と濠堀がある。

古の地蔵。昔は御堂があつたが、いまは床。草叢のなかに元禄五年二月廿一日大飼長太郎童子の銘がある。思うに川入寺村大飼家の先祖ではなかろうか。

八幡。いま中田の祇園宮といつて、いる。

えや。(町家) 總屋(町の館)を住んでいた。

クワニヌキ。木の内を設け日暮には閉じ、日出には開いて平野村方面から夜間に出入する人々を禁じ、町内の自衛に設けたものである。木戸ともいふ。

旅館。昔唯一の旅館である。

後ちの人力車の諸所、いまのタクシーレンタカーと同じで、旅人の便を計つて、いた。

クワンヌキ。(7) 同じく、花尾村方面からの夜間出入の取締りに備えていた。即ち備前の大丸花尾、一宮村への往還の道路である。

ヒモノヤ。(町家) 物産のことで魚などの干物を商売していた。

米ヤ。(町家) 米屋にして米穀類を商業にしていた。

角ヤ。(町家) 一角屋太郎(今とつう旅宿屋)があつた。

ハ幡。いまの中無川の氏神八幡神社である。絹圓には、いまの真言宗の信仰する復佐(復佐)の男神社はなく、後世の鎮座である。八幡神社は昔信成寺が別当取てあつた。宗教別に二氏神のあらわしは全国的にも珍らしい。しかし両神社とも神官が奉仕している。

クワンヌキ。(7) 同じ。川入村方面からの夜間出入りの取締りに設けたものである。即ち宮内村根倉村への往還の要路である。

山上源五兵衛、馬廻、高石五十石の武家屋敷である。

賃ヤ。酒や果島屋總兵衛。(町家) 賃ヤ。平松又大夫(町家)

日蓮宗。法正山信成寺である。この寺は戸川初代藩主達安の母君である信成院殿日友神尼の菩提寺である。当山に祭る鬼子母神は日友神尼の護身佛と伝えられている。

魚ヤ。(町家) 鮒魚を商業とする。

馬場伯玄、町医者(の屋敷)。(2) 橋本屋文左エ門(町家) 商業は不明。

高札。高札場にして藩の御能を揭示し掲げ方から往来する人々に周知せられた。

侍屋敷。(2) 湯澤千兵衛。馬廻、高八十石、(2) 大手門。(2) 奈良原ハ福原(の屋敷)

工門、總奉行、高二百四十石、(2) 国富源左衛門、鉄砲足輕二十人持、高五百石(の屋敷)。(2) 司馬羽村。(2) 戸川源兵衛安吉(家老)、高五百石(の屋敷)。(2) 田舎部村(の屋敷)。この人は戸川正安

の弟で、正安が嘉永九年五月廿二日六十四歳で歿した際使者として江戸へ行つた。

日蓮宗萬如意不眞院。戸川氏の菩提寺にして、もと初代達安、二代正安などの墳墓があつたが戸川氏が旗本に移つてから妹尾の盛隆寺に移葬した。当山は領内の同宗首座にあつて神佛混濁時代には庭瀬町の氏神八幡神社の別当職を勤仕して、いた。

高札。(2) と同じく御布告を掲示し備前方面から往来する人々に周知せられた。俗に札場といふ。

(3) 堂。つまり總吉堂で、臨清室松林寺の管理である。

寺。年代は詳くでないが栗坂村にあつた定林寺をここに移して再興したという。更に元禄年間板倉氏が庭瀬へ封して不眞院の北に移し松林寺に改めて新築寺に定めた。

片吉村。いま柴町の南裏に付宿の地名がある。昔は南北に長い地域であつたらしい。

西山善右エ門 鉄砲足輕 二十人持 高三百五十石。④

角南五郎兵所平八・高ニ百三十石。⑤ 山本八右エ門 馬廻 高百九十石。

水手門であり裏門でもある。⑥ 菊田與右エ内九大夫 寺社奉行 高ニ百四十石。

井上八郎右エ門 馬廻 高百五十石。⑦ 中根五右エ門 仮名 緑高不明。

寺嶋太平右エ門 告頭水子 六人持 高三十石。

回富忠左エ門牛平 馬廻 高ニ百五十石。⑧ 加地小右エ門 近侍役 高ニ百石。

鮑浦兵右エ門 近侍役 高百石。⑨ 黒政喜兵衛 武具支配 高五十石。

戸川新右エ門猪吉 鉄砲足輕 二十人持 高三百石。

戸川又左エ門市三丞 家老 高九百三十石 (司栗坂村)

戸川ニ代藩主土佐守正安の御屋敷である。戸川氏の封の後、内池にある弁天宮以後  
に祭祀した板倉氏の守護神の清山神社、堀割リミニ流に沿ひて葭野を設け、家中屋敷  
との施設にするなど、かなり地形は変更していながら、歴代の藩主の御屋敷跡はか  
つていな。⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ブルも武家屋敷であるが詳レハ氏名を載せて存。

信吉衆(奥吉宗)。いまの金華山總音院である。開基は古いようであるが、中興は早  
島領主戸川氏の家臣であつた數田氏の先祖、數田甚兵衛正長が万治の頃に私財を投じ  
て再建した。

堂。いまの臨清宗清水山應徳寺の前身にして、往時は寺院の別院で、ウブから床一小堂  
であつたうレハ。⑭ 戸川玄蕃様御屋敷に通ずる道であるが、撫川領主に移封して、  
ここに大手門を設けた。太鼓橋がある。⑮ 古城址。もとも利氏に属した松山城主三  
村氏が永禄、元龜の頃に築いた庭瀬古城址といふれ、いまに城の石がきや濠池が昔の  
に残りたのである。

⑯ 戸川玄蕃様御屋敷並に会所。玄蕃は正安の嫡男で三代藩主になつた安宣である。この  
会所は大手門を一つた会所と遼しく重要な会所であるが、主脇者たちが集まつて会議した。  
⑰ ⑱ ⑲ ⑳ いづれも武家屋敷で玄蕃安宣に仕えた家臣であろう。

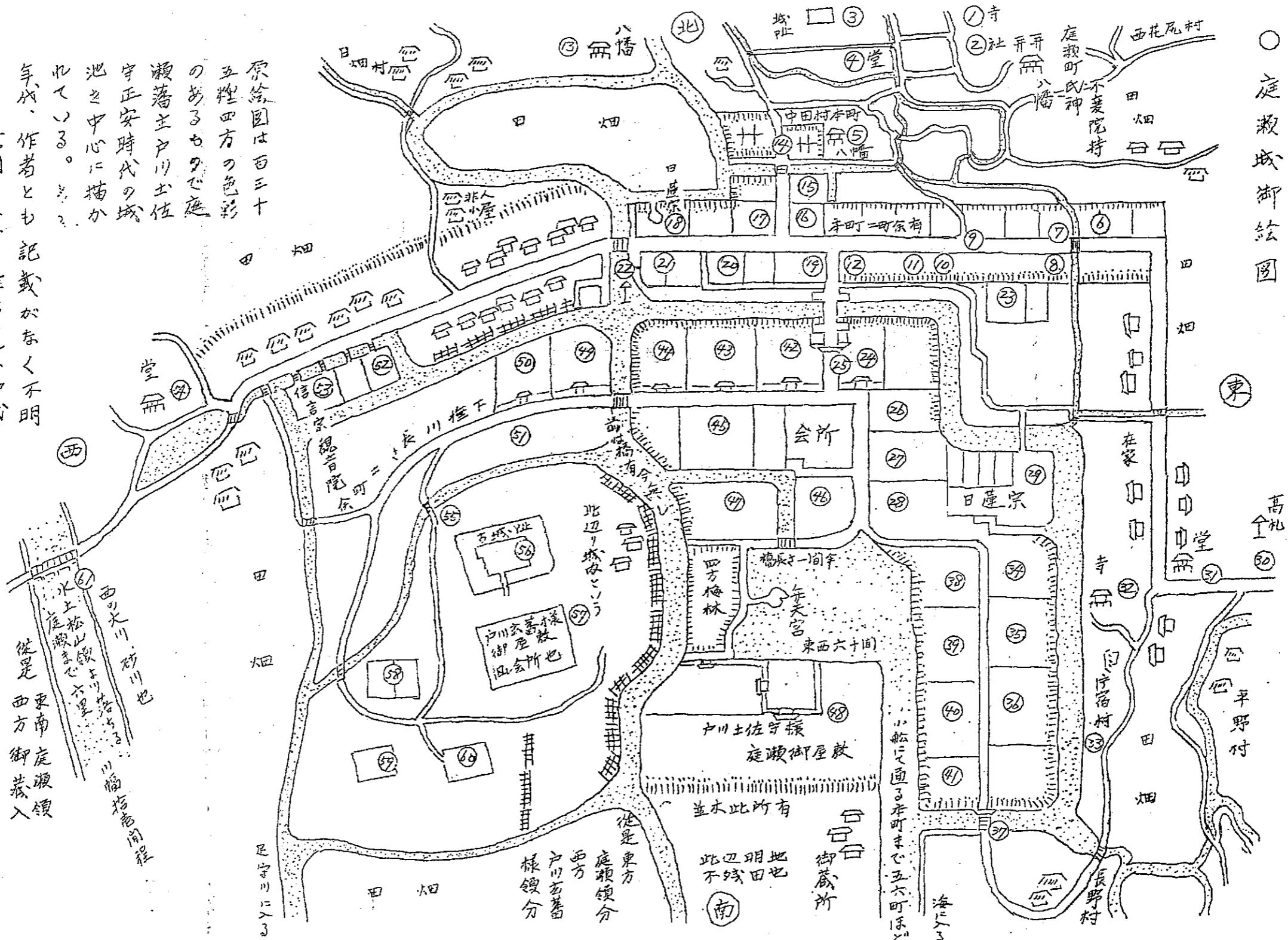
㉑ 西ノ大川砂川也。即ちいまの足守川にしてもここに撫川大橋がある。倉敷方面への往還  
の要路である。

× 大手門を入りてすぐ西に折れる道を此るとここに橋がありこじから本丸に入り戸川玄  
蕃様の御屋敷へ行くのであるが、延宝七年に四代戸川経駿助安風が九方で早死して嗣  
が絶えたので舍弟の達富が七方で継つたが、幕命によつて除封され撫川領主旗本に移  
され、諸大名の列から脱した。その時代に橋を取り除いて川筋を境に、東と西にわけ  
て庭瀬領と撫川領にしたのである。

#### 松名家の詳覧録に

慶長五年賜ケ京太平後庭瀬三萬石を戸川正利に賜う(正利は秀安の幼名にして慶長三  
年に承認してある)。その子達安の語りであろう(其子土佐守正安、その子土佐守  
正宣(安宣)襲領、其子(安風)幼にして延宝ニ年より家督を継ぎ、同七年早世、依  
之断絶。然るに其家主計七才(達富)五千石を賜う。後に玄蕃と稱す。城地を割、  
て本丸と主計に賜わり、二門を撫川といふ。堀より東の二十九飞櫓城と云ふ。御代官所  
となる。其后久世出雲守重久持領す。とある。

○庭瀨城御絵圖



板倉根津守勝弘（その二）

幕府時代の身分は士、農、工、商の四民にわけられていたが、明治二年に大政奉還と共に華族・士族・平民の三身分に定めた。華族は主として公卿や大名などで制度は公侯、伯、子、男の五爵に分けた（これは明治十七年に改定されて國家に熟功のあつたものも加えられた）。士族は藩士や幕臣である。士族にも身分に応じて士族・卒族の二等級にわかれていた（卒族は後に平民になつた）。平民は農工商の身分のものである。勝弘は華族に列せられて子爵となり、庭瀬藩知事に就任した。禄高は四二万石の千分の一の二十九石に減ぜられた。そして諸臣には旧禄高に準じて全禄や公債を免えて主従關係は分離して將來の生活を保証した。当藩制によると一等級は上士族として家禄四才と俵が給與された。この時新政府から直書を立てて身分制度について命令があつたので藩知事は臣下たちによくその趣旨を説明し、これを遵守せし輕卒な行動のないよう充分懲むよう諭諭が出された（明治二年六月全国人口調査表による）皇族・華族・士族・卒族・平民・神官・僧侶（尼僧）・穢多・非人の区別があつて總人口は三三六二万五六四〇人になつてゐる。そして武士は通用する刀を履し、すべてチヨンコゲを切つゝ頭髪を短かくし、百姓町人などに苗字使用が許された。同三年には人間板をされてもなかつた穢多非人の稱のあるものは皆平民に編入した。しかしこの制度は後に華族を除いて平等となり更に昭和二十二年に華族制度も廢され全く差別待遇はなくなり人権は尊重され新憲法のもとで國民の生活は保証されたのである。

備中國の藩政を示すと

藩知事	藩名	領地草高	領地現高	士卒人員	士卒下禄高
池田政保	鴨方	二五〇〇〇石	九二二〇石	三九三人	三四六六石
池田政礼	生坂（今瀬）	一五〇〇〇	五六八〇	一〇五二〇	二四七
木下利恭	足守	二五〇〇〇	一一〇〇〇	四〇三	三六五一
板倉勝朝	松山（高瀬通）	二〇〇〇〇	八五七〇	六〇八	四一六一
板倉勝弘	庭瀬（吉備町）	二〇〇〇〇	一〇四七〇	二四八	二五五九
伊東長九郎	新見	一〇〇〇〇	六五一〇	三五二	二一九二
山崎治祇	羽	一一七四六	四〇二〇	一七九	一三九九
伊東長九郎	因田（喜連）	一〇三〇〇	七七五〇	三〇一	一四二八

四九

徳川幕府が江戸に開府してから二六五年で政權は終つた。涼穀朝が平家を滅ぼして武家政治を創めてから延暦六百八十四年で朝廷に奉還した。全国で二六十一藩であつた。庭瀬藩は日賀陽郡十一ヶ村、都宇郡二ヶ村、少田郡十六ヶ村であつたが管轄が縮少して庭瀬町・延友村・平野村・中田村・沖分・東花尻村・西花尻村・川入村・矢部村・立田村・宮内村・板倉村の十二ヶ町村となり後々庭瀬県となつた（全国で三府三百二県）。そして中央集権統一の基礎が築かれた。（おわりは本室の廻木室）

吉備町 本町

矢尾歯科医院

運送の御用命は

丸中運送

電話吉備局一七八

吉備町下撫川

電話吉備局一七七 有線四〇五